

☆★碧南市内の中小企業のみなさまへ★☆☆

退職金加入促進補助金のご案内

従業員のため、新規に退職金共済へ加入された中小企業の方々へ

1年間の掛金 **20%** (特退金の場合)

が補助金として返ってきます！

★制度を利用できる方★

以下のすべてに当てはまる事業所が対象となります。

- ・事業所が新規に共済制度へ加入し、共済契約成立から1年間掛金を納付していること
- ・市内に事業所を有していること
- ・市税を完納していること



★対象となる共済制度と補助率★

| 制 度 名 | 補 助 率 | |
|-------------|--------------------------|------------|
| 特定退職金共済制度 | 共済契約成立から 納付した1年間分の掛金の | 20% |
| 中小企業退職金共済制度 | | 10% |

補助金の計算方法は？

以下の計算方法となります。

例) 掛金月額10,000円の従業員が1名、5,000円の従業員が2名、3,000円の従業員が3名の場合
 全員分の掛金月額が $10,000 + (5,000 \times 2) + (3,000 \times 3) = 29,000$ 円
 1年間の掛金が補助対象^{※1}となりますので $29,000 \times 12$ か月 = 348,000円
 退職共済が特定退職金共済制度の場合 $348,000 \times 20\% = 69,600$ 円 ←この金額が補助額です。

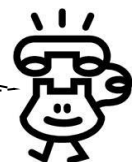
※1: 中小企業退職金共済制度に加入し、国の助成金を受けている場合、その助成額を引いた掛金が補助対象となります。

★申請期限★

新規加入した共済契約が成立した月から12か月後の月が属する年度末までに、市商工課へ申請してください。(詳しくは裏面をご確認ください。)

申請に必要な書類については裏面をご覧ください。

<問い合わせ先> 碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係
 〒447-8601 碧南市松本町28番地
 電話0566-95-9895(直通)



■補助金の申請に必要な書類について

以下の申請書類を揃え、碧南市商工課窓口まで直接申請してください。

- 補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ……①
- 新規加入後12か月分掛金の領収書の写し ……②
- 市税の完納証明書(発行から30日以内の原本) ……③
- 補助金交付請求書(様式第3号) ……④

※1 ①、④の様式は碧南市役所商工課窓口、またはホームページ「へきなん企業応援NAVI (<http://www.hekinan-company-support.jp/support/taishokukinkyousai.html>)」で取得できます。記載例をよく読みご記入ください。

※2 ③は碧南市役所1階の税務課で交付いたします(1通200円)。交付には本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)の提示が必要です。法人の場合は、代表者印の押印が必要です。代表者以外が申請する場合は代理権授与通知書(委任状)が必要です。代理権授与通知書は、税務課の窓口、またはホームページで取得できます。<http://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/zeimu/5339.html> 個人事業主の場合は、本人または同世帯の家族以外の方が申請する場合、代理権授与通知書(委任状)が必要です。

補助金の申請期限

新規加入した共済契約が成立した月から12か月後の月が属する年度

